

知っておきたい「成年後見制度」



「成年後見制度」ってどんな制度？

- 「成年後見制度」とは、知的障害・精神障害・認知症などの理由により、一人で物事を決めることに不安や心配がある人が安心して暮らせるよう、さまざまな契約や手続きをお手伝いする制度です。
- 家庭裁判所が成年後見人（援助者）などを選び、法的に支援を行います。



成年後見人ができること

- ・ 預貯金の出し入れ
- ・ 生活費の支払い
- ・ 郵便物や書類の確認
- ・ 保険料や税金の支払い
- ・ 家賃の支払い
- ・ アパートの賃貸借契約
- ・ 定期的な訪問や本人の状況確認
- ・ 福祉・介護サービスの手続きや契約
- ・ 入院や施設入所などの手続き

など



成年後見人ができないこと

- ・ 調理や掃除などの身の回りの支援
- ・ 日用品の買い物や介護
- ・ 医療行為への同意や身元保証
- ・ 施設入所の身元引受や連帯保証

など

こんな場面で支援を受けることができます

銀行や市役所の手続きが一人でできない

預貯金や年金などの財産の管理や市役所の手続きを成年後見人が行います。



必要のない高額契約を結んでしまった

本人にとって不利益な契約を取り消すことができます。



知的障害のある子どもの将来が不安

今後の財産管理や相続、必要なサービスなどに関する契約を結び、本人を見守っていきます。



お気軽にご相談ください

制度の内容をはじめ、制度を利用した方が良いかどうかの相談の受け付けや、実際に制度を利用する場合の手続きについて支援をしています。

○お近くの地域包括支援センター

○すこやかに暮らし包括支援センター

▶ところ…寺町2-20-1 福祉交流プラザ2階

▶問合せ…☎025-526-5623 ✉sukoyaka@city.joetsu.lg.jp



地域包括支援センター

